

**第 15～19 回**  
**法曹養成制度改革顧問会議**  
**配付資料（抜粋）**



法曹養成制度改革の推進について〈進捗状況〉

→ 見通し

平成27年4月16日

1年

2年

項目	担当	事項	期限	進捗状況(平成27年3月末まで)	平成27年												平成28年							
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
法曹有資格者の活動領域の在り方	法務省/推進室	有識者会議を設け、更に活動領域を拡大(試行等)		試行状況等を踏まえ、活動領域の拡大に向けた課題と展望に係る検討中。	「有識者会議」の下、3つの分科会で試行開始		各施策(新規のものを含む。)のフォローアップ(随時、顧問会議に報告)					試行結果等の分析・取りまとめ		顧問会議報告										
今後の法曹人口の在り方	推進室	必要な調査(実施・結果公表)	2年以内	研究者と共に調査する体制を作り、アンケート調査を実施。既存データを含め、データを分析中。	調査デザイン検討		データ収集 既存データの分析			総合データ分析			取りまとめ		顧問会議検討									
法曹養成課程における経済的支援	(最高裁)	移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和(実施)	速やかに	いずれも67期(25.11修習開始)から実施(入寮は66期から一部実施)。																				
法科大学院	文科省	(中教審の審議を速やかに開始)中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策(検討・結論)	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	公的支援見直しの更なる強化策(補助金増減)、加算プログラムの審査結果を公表。中教審で抜本的組織見直し促進を取りまとめ。認証評価の厳格化に向けて省令を改正(27.4.1施行)。	各法科大学院における入学定員見直し、連合・連携、改組転換の検討		中教審取りまとめ			認定評価の抜本的見直し		補助金増減の審査		審査結果公表		各法科大学院で平成28年度以降の組織見直し検討		順次、組織見直し						
	推進室	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策(検討・結論)	[結論] 1年以内	派遣見直し基準案を策定。(第2回推進会議(26.4.18)で見直し基準を決定)	推進会議 方針決定		方針公表		フォローアップ		実施/実施を期待													
	法務省/(最高裁)	上記の実施 / (上記の実施を期待)	[実施] 2年以内																					
	推進室	法的措置の具体的な制度の在り方(検討・結論)	2年以内	顧問会議に諮りつつ検討中。(第4回顧問会議(25.12.9)で基本的方向性提示)	顧問会議に諮りつつ検討中		公的支援見直し強化策等の実施状況をフォローアップしつつ、具体的な措置の在り方の検討																	
	文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援(検討・結論)	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	公的支援見直しの更なる強化策(補助金増減)により、先導的な取組の支援を決定。加算プログラムの審査結果を公表(27.1.16)。	各法科大学院における先導的な取組の検討		補助金増減の審査		審査結果公表		先導的な取組の推進		各法科大学院で平成28年度以降の先導的な取組の検討											
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始)「共通到達度確認試験(仮称)」の導入(基本設計・実施を検討)	2年以内	中教審において基本設計を取りまとめ。第1回試行を実施(27.3.12)。結果を分析中。	中教審取りまとめ		試行的実施を図りつつ、詳細を検討				試行		本格実施に向けた検証の実施											
	推進室	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」(司法試験との関係:制度設計・実施の検討) 文科省:その後実施準備→(5年以内に試行開始目標)	2年以内										文科省の検討状況を見つつ、司法試験短答式試験の免除を想定して、その制度設計等											
	文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶ仕組みの導入(検討・実施準備)	1年以内	未修者教育に対する法律基本科目の指導の充実に向けて関係法令の運用を見直し。 ※26.8.11通知	中教審取りまとめ		順次、検討・実施準備		順次、実施															
	司法試験	法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回)・短答式試験科目を3科目に限定(司法試験法改正作業)	1年以内	26.5.28法案成立 26.10.1施行	立案作業		法案提出		法案成立		施行												
		推進室	論文式の試験科目の削減(検討・結論)	2年以内	顧問会議に諮りつつ検討中。	選択科目廃止案を検討		結論(必要に応じて推進会議開催)																
推進室		予備試験の在り方(検討・結論)	2年以内	顧問会議に諮りつつ検討中。	科目を含め、在り方を検討		結論(必要に応じて推進会議開催)																	
(法務省司法試験委員会)		司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方(検討体制整備)	2年以内	幹事を選任し、平成27年司法試験の方式を決定済。具体的な方式等について更に検討中。	平成27年司法試験に向けた検討		結論		更なる検討の継続															
司法修習	(最高裁)	司法修習生に対する導入的教育・選択型実務修習等、司法修習内容の更なる充実(検討)	2年以内	68期から司法研修所で導入修習を実施。分野別実務修習ガイドラインを策定し、実施。	導入修習の具体的な方策について検討、分野別実務修習ガイドラインを実施		導入修習実施																	
	推進室	司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方(検討)	2年以内	第4回顧問会議(25.12.9)で導入修習の創設を報告。	推進会議 報告																			

推進会議報告(これまでの状況)・決定(活動領域等の今後の方針)  
官邸・与党の了解

顧問会議(随時開催)



## 法曹養成制度改革顧問会議 検討予定(案)

平成27年4月16日現在

	開催日時	議 題
第19回	平成27年 4月16日(木) 10:00~12:00	○ 法曹人口について⑫ ○ 法科大学院について⑬
第20回	5月21日(木) 10:00~12:00	○ 法曹人口について⑬ ○ 法曹有資格者の活動領域の拡大について⑤ ○ 法科大学院について⑭ 等
第21回	5月28日(木) 14:00~16:00	○ 推進会議に向けた報告について 等
第22回	6月11日(木) 10:00~12:00	○ 推進会議に向けた報告について 等
第23回	6月30日(火) 10:00~12:00	○ 推進会議に向けた報告について 等

	平成27年 7月15日(水)	法曹養成制度改革推進会議設置期限
--	----------------	------------------



# 法曹有資格者の活動領域





# 法曹有資格者の活動領域の拡大に関するこれまでの取組と成果について

## 国・自治体・福祉等

### 現状分析

- ★自治体アンケートの分析結果(日弁連によるもの)  
(25.6～26.1実施。860自治体に発送、594団体から回答)
- 弁護士会との連携に興味を持つ自治体(部門別)  
→ 総務部門**78%**、福祉部門及び学校・教育部門**69%**
- 連携窓口の一元化や行政連携メニューリストの提供 等
- 法曹有資格者の任用に関心を持つ自治体(部門別)  
→ 総務部門**73%**、事業部門合計**35%**
- 訟務関連部門だけでなく、例規業務、債権回収、コンプライアンス等の分野(総務部門)。また、原課(現場)からの法律相談(福祉部門)や、公立学校苦情対応(学校・教育部門) 等

## 企業

### 現状分析

- ★ひまわり求人求職ナビの利用状況
- 情報を掲載した企業数 → **314**社(25.11.20時点)
- 延べ掲載件数 → **451**件(25.11.20時点)
- 利用企業の地理的分布  
※アンケートの対象とした利用企業313社のうち、  
・首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉):225社  
・関西、中京で59社  
その他、**九州**、**四国**、**北陸**、**北海道**等にも
- 利用実績(弁護士の就職状況・上記アンケートによる)  
→ アンケートの回答企業のうち、**37**社が**70**名の弁護士を採用  
→ 採用企業は、中小規模(従業員500名未満)の企業にも広がり。

## 海外展開

### 現状分析

- ★日本の弁護士の進出状況 → **164**名(26.9.30現在)  
(東アジア及び東南アジア地域に進出している弁護士数として把握しているもの。海外業務研究会調べ。)
- ★新興国におけるビジネスリスク  
○ 法制度が未整備・運用に問題あり、知的財産の保護に問題あり、また、税務・労務上のリスク等が挙げられている。
- ★関係省庁との情報共有・連携  
○ 「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」に構成員として法務省が参加

## 試行的な活用例

- ★行政連携の推進に関する取組  
○ 日弁連において自治体等連携センターを設置し、行政連携を推進。  
→ 行政連携メニュー(自治体に提供しているのは**10**弁護士会(計画中が4弁護士会)  
※これ以外にも多くの弁護士会が自治体と連携を構築。  
★地域包括支援センター等法的支援モデル事業(大阪弁護士会によるもの)  
→ **28**の自治体に派遣、半年で**120**件の相談実績  
※その他、いじめの防止に関する行動計画の策定支援といった具体的な取組を進めている。

## 課題への対応例(資質の向上)

- ★選択型実務修習先の開拓  
○ 国の機関、自治体、福祉機関 等  
★法科大学院での継続教育  
★公金債権回収に関する研修(内閣府主催)  
○ 東京(自治体職員169名、弁護士29名)、愛知(自治体職員132名、弁護士15名)等

## 課題への対応例(周知・広報活動)

- ★地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウムを開催  
★任期付公務員登用セミナー→50名以上が参加  
★その他説明会等の取組

## 試行的な方策等(意識の涵養)

- ★企業向け広報の実績  
○ 平成26年8月、東京三弁護士会主催→**17**社が参加  
○ 平成26年9月、経済同友会主催→**61**社が参加  
○ 平成27年2月、日弁連主催・経団連後援→**171**社が参加  
★法曹有資格者向け広報の実績  
○ 東京三弁護士会主催の合同説明会  
→ 平成26年度**38**社(前年度35社) ※ 来場者は849名  
→ 1月後には**7**社で**10**名の内定者。  
★企業内弁護士志望者向けガイダンス(日弁連主催)  
→ **177**名が参加(多くが第68期修習予定者)

## 課題への対応例(資質の向上)

- ★選択型実務修習先の開拓  
○ 各地の企業での修習受入へ  
★法科大学院での取組  
○ 法科大学院において企業法務の実際を学修するプログラムを実施  
○ 上記各科目については、法曹有資格者の継続教育に拡大  
★企業内弁護士向け研修  
○ 日弁連において、平成26年5月から1年間の計画で実施中。

## 試行的な活用例

- ★日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度  
○ 国際法務に通じた**120**名以上の弁護士が対応  
○ 現在、7都道府県で実施  
→ 東京、横浜、愛知、大阪、福岡、札幌、新潟  
○ 平成24年5月以降、**100**件超の相談実績  
○ 平成27年度中に全ての高裁所在地への展開を進めらるべく検討中

## 課題への対応例(資質の向上)

- ★法科大学院での取組  
○ 学生・弁護士の双方を対象とした、法律英語や国際紛争解決手続等に係るカリキュラムを開講  
★日弁連による留学支援  
★海外の法曹との連携  
○ 香港弁護士との交換インターンシップ  
★日弁連による研修(法律英語)  
○ **1000名以上**が受講。



# 今後の法曹人口



# 法曹人口調査報告書(案)

平成27年4月16日

内閣官房法曹養成制度改革推進室

## 調査結果のまとめ

本件調査で判明した結果の概要をここでまとめる。

## 1 法曹人口の現状

我が国の法曹人口は、平成13年には2万1864人であったものが、平成26年には3万9892人になり、13年間で2倍近くの人数となっている。そして、その大半は弁護士であり、弁護士人口に限って言えば、平成13年に1万8246人であったものが、平成26年には3万5113人になっている。このように法曹人口は増加したが、諸外国と比較すると、我が国の法曹人口は未だに少ないといえる。我が国には法的サービスを提供する各種の隣接業種も存在し、また法制度が異なる諸外国の法曹人口との単純な比較で我が国の法曹人口を決めることはできない。審議会意見書において指摘されているように、法曹の数は、最終的には社会の要請に基づいて市場原理によって決定されると考えられるので、本件調査においても、法曹に対する需要を調査し、さらに、もう一つの柱である供給側の状況について、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況という観点も加えて調査した。

## 2 市民の需要

- (1) 市民の有する弁護士に対する需要を調べたところ、インターネット調査では、最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがある人は全回答者のうちの約21%に当たり、その中で実際に弁護士に依頼した人は約32%、依頼しようと思ったが結局依頼しなかった人は約55%であったことが分かった。

また、法律相談者調査では、法律相談をし、今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思った人は約66%にとどまり、どちらともいえないとして依頼を留保している人が約28%いることが分かった。

このように、依頼を考えたが結局依頼しなかった人や、法律相談に来ていながら依頼態度を留保している層については、弁護士に対する需要を有する市民が一定程度含まれるといってもよいのではないかと考えられる。法曹に対する需要を有しながら、現実に弁護士にたどり着けていない者が存在するといえる。

- (2) 将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したい事柄を聞いたところ、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」、「犯罪被害に遭ったとき」、「消費者被害に遭ったとき」、「インターネット上で被害に遭ったとき」といった項目に多くの回答が寄せられた。こうした分野については、今後、弁護士による対応が必要な法的需要となるのではないかと考えられる。

そして、その回答を年代別に分けて見てみると、例えば、高齢者（60歳以上）は、他の年代と比較して、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」を選ぶ率が高いといった傾向も認められ、超高齢社会の到来を踏まえると、高齢者が希望するこうした分野については、現在よりも需要が増加するのではないかと思われる。

- (3) 弁護士に対するアクセスについての意識を聞いたところ、回答者（インターネット調査）の約14%に当たる者が、弁護士をどうやって探したらいいかわからないと答えている。また、問題を抱えた場合の弁護士の探し方としては、「知り合いに聞いて探す」、「インターネットの情報を基に探す」といった回答が多かった。こうした層の一定部分については、弁護士によるインターネットを通じた情報提供の更なる促進などにより、弁護士へのアクセスが改善されれば、弁護士に対する需要が増加するのではないかと考えられる。

- (4) 今回の調査では、市民が、弁護士の実務経験や実績、専門性を重視していることが分かった。そして、裁判事件数を分析したところによると、民事一般事件において弁護士による代理割合が高い損害賠償事件が近年増加していることが分かり、裁判事件が複雑化しているのではないかと推測をすることもできる。
- 社会が複雑化し、紛争案件も同様に複雑化する中で、今後も弁護士に対する需要が増加すると推測できる。
- (5) 市民が弁護士への依頼の際に考慮する要素として、専門性や実務経験のほか、費用負担の問題を挙げていることが分かった。そして、今回のシナリオ調査では、離婚などの特定の事案において、弁護士費用が低い設定条件で市民の依頼意欲が高まる傾向が見られた。そのような事案では、事案に応じたきめ細かな費用基準の設定、基準の明確化、その適切な情報開示などの工夫が弁護士に対する需要を高める上での課題である。

### 3 企業の需要

- (1) 企業における弁護士の利用機会については、大企業においては5年前に比べて増加していると回答した企業が約63%となっており、変わらないと答えた企業の割合約33%の約2倍となっている。また、将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた企業も約59%と多かった。こうした傾向をみると、大企業においては、今後も弁護士に対する需要が増えていくのではないと思われる。
- これに対し、中小企業においては、弁護士の利用機会について5年前と変わらないと答えた企業が約56%と多く、増加していると答えた企業の割合約32%よりも多かった。将来の利用増加についても、増えると思うとの回答は合計約34%にとどまっており、今後の弁護士の利用増加見込みも大企業ほど大きくないと考えられる。
- (2) 今回の調査で企業が重視する業務・課題と弁護士の利用状況を聞いたところ、大企業については、従来から弁護士の関与が多かったと考えられる契約書作成などの業務に加え、コンプライアンスなどの分野について、弁護士利用を重視する傾向が見られた。大企業については、こうした分野において弁護士に対する需要が認められるのではないと思われる。
- これに対し、中小企業は、契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務についての弁護士利用を希望しているが、将来的な希望として、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の活用を望んでいることが分かった。中小企業についても、将来的には、大企業と同じように新しい分野での弁護士の利用に関する需要が認められる可能性があるのではないかと推測される。
- (3) 企業における法曹有資格者の採用状況について調べたところ、企業内弁護士は、この10年間で約10倍となり、1,100人以上になっている。もっとも、今回の調査では、大企業においても法曹有資格者を社員として採用している割合はいまだにそれほど多くなく、約76%の企業において、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている。中小企業においては約98%がそのような否定的回答をしている。採用が更に増えるためには、法曹有資格者の企業内での活用の有効性が認知されることが必要である。

### 4 国・地方自治体の需要

- (1) 地方自治体における弁護士の利用機会については、5年前に比べて増加していると回答した地方自治体が約58%となっており、変わらないと答えた地方自治体の割合約34%を上回っている。



また、将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた地方自治体は約71%と多かった。したがって、地方自治体において、弁護士に対する需要が増えていく可能性がある。

- (2) 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は平成16年に2人であったところ、その後増加したものの、平成27年1月段階でも全国の常勤職員数は合計85人とどまっている。今回の調査結果でも、約87%に当たる地方自治体が、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないとの消極的な回答をしている。企業に比べて採用数の規模も少ないが、弁護士会と地方自治体との協力、連携も進められているところであり、今後の採用を注視していく必要があるだろう。

もっとも、この回答を地方自治体の規模別に見てみると、規模の大きな地方自治体ほど、おおむね、正規職員、任期付職員及び非常勤嘱託職員として採用していると回答した割合が大きく、逆に、採用していないし、今後も採用する予定はないと消極的な回答をした割合が小さいという傾向がみられる。そうすると、規模が大きい地方自治体では、今後も法曹有資格者の採用が増加する可能性が相対的に高いことが見込まれる。

- (3) 国の行政機関等における弁護士の在職数は、平成18年に47人であったところ、その後増加して平成26年8月段階では335人（常勤124人、非常勤211人）（なお、文部科学省における202人は、東日本大震災後に設置された原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員（非常勤）である。）となっている。今後も採用を予定しているところもあり、その活用を望む機関は増える可能性がある。

## 5 裁判事件数からみる需要

裁判事件数の動向をみると、民事事件や刑事事件は減少傾向が見られるが、家事事件の一部では増加傾向が見られる。もっとも、民事事件についても、平成18年頃からの過払金返還請求事件の影響を除けば、その減少の程度は微減である。民事事件について事件類型別に動向を見てみると、契約に直接関連するもの（売買、貸金等）が減少し、損害賠償に関連する事件が増加している。損害賠償事件は、弁護士の代理割合が8割程度と他の事件に比べて高い傾向にあり、近年の代理割合の上昇には、弁護士保険の普及に伴う影響もあると考えられる。加えて、これを含む代理割合の高い種類の事件数について、近年増加の傾向が見られる。

## 6 法曹の供給状況

- (1) 司法修習終了者の修習終了直後の進路は、65期以降でみると、裁判官が92人から101人、検察官が72人から82人、弁護士が1,248人から1,370人、その他が546人から570人の間で推移している。
- (2) 司法修習終了後の弁護士の一括登録日以降の未登録者数・割合については、60期が102人、約4%であったところ、65期には546人、約26%と増加した。もっとも、65期以降は、550人前後（約26%から約28%）で推移している。

他方、65期・66期調査によると、一括登録日後に登録した回答者のうち、その半数は、就職先が決まっていたと推測できるから、上記の未登録者についてもその半数は実際には就職先が決まっていた可能性が高い。そうすると、就職の困難さを理由に登録が遅れている者は、全体の約13%から約14%にとどまっていると考えられる。そして、こうした進路が未定ないし不明の者は、修習終了から約1年後には、30人程度となっている。

こうしてみると、65期以降の者については、実際の就職の困難さが生じている者は、新規に弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性がある。このような就職状況が法曹人口

増加の規模やペースを直ちに左右するに至っているといえるかについては、なお慎重に検証すべきところであろう。

- (3) 65期・66期調査によって判明した新規登録時の就業形態については、勤務弁護士がもっとも多く（約76%）、事務所内独立採算弁護士の割合は約7%、独立開業弁護士は4%であった。事務所内独立採算弁護士と独立開業弁護士の割合及びそのOJT等の状況については、引き続き注視していく必要がある。
- (4) 弁護士となつてからの実地修練ないし職務経験を積むために事件処理の指導を受けること（OJT）の状況を見てみると、65期・66期調査では、回答者の約85%に当たる者は日常的に事件処理の指導を受ける機会があると回答しており、これがないと回答した者は約15%となっている。また、こうした機会の不足により困ったことがあると明確に答えている者は、裁判手続の不備（約16%）などを含め約36%であり、逆に、特に困ったことがないと答えた者は約61%であった。司法制度改革の理念を踏まえ、質の高い弁護士、法曹を育てる上ではOJTの機会があることは重要である。ただし、司法修習を終えて弁護士登録した者の継続研修やOJTについては、基本的には自己研さんが求められており、また、日弁連及び各弁護士会の役割も大きいと考えられる。今回のアンケート結果から判明したような望ましいOJTを実現するために、新規法曹の数を減少させなければならないのか、他に工夫できる余地はないのかという点は、なお検討の余地がある。
- (5) 弁護士の事件数、収入・所得について平成18年以降平成26年に至る変化をみると、取扱事件の多い弁護士の割合が減り、取扱事件の少ない弁護士の割合が増加している。収入・所得を見てみると、申告した所得額は500万円から1000万円未満とする回答が最も多く、平成18年以降1000万円以上の申告所得額の弁護士の割合が減り、1000万円未満の所得の弁護士の割合が増加している。65期、66期の弁護士の平成26年の年額所得は、見込みで、400万円以上500万円未満と回答した者が最も多かった。弁護士の手持ち事件数や収入・所得については、減少傾向が見られる。
- (6) 弁護士の活動領域は、国・地方自治体・福祉、企業、海外展開といった分野で広がりを見せており、特に、企業内弁護士の採用は、平成17年に68社123人とどまっていたものが、平成26年6月には619社1,179人と大きく増加している。
- (7) 弁護士数の増加に加え、日弁連ひまわり基金による公設事務所と法テラスの司法過疎地域対応事務所の設置により、いわゆる弁護士ゼロ・ワン地裁支部数も、平成5年7月時点のゼロ支部数50、ワン支部数24であったところ、平成18年頃から減少割合が大きくなり、平成26年10月時点でゼロ支部数は0、ワン支部数は1に減少した。支部における弁護士数も増加しており、司法アクセス状況は改善している。

## 7 法曹養成課程の現状

- (1) 法科大学院適性試験受験者は、初年度である平成15年度は5万3876人（重複受験あり。）であったものの、以来、一貫して減少傾向にあり、平成26年度には4,091人にまで減少した。各年度平均17%ずつ減少している。そして、法科大学院入試の受験者数は、初年度4万810人を最大値に、入学者数は、平成18年度5,784人を最大値に、その後はほぼ一貫して減少傾向にある。平成26年度には受験者数1万267人、入学者数2,272人まで減った。特に法学未修者の減少幅が大きく、平成16年度の法学未修者の入学者数は3,417人であったところ、平成26年度には811人になっている。

(2) 平成23年から実施されている司法試験予備試験の受験者数は、初回の平成23年には6,477人であったところ、平成26年には1万347人（約1.6倍）になっている。最終合格者数は、平成23年では116人であったところ、平成25年には351人となり、平成26年には356人と、初回の合格者の約3.07倍となっている。このように司法試験予備試験受験者数及び最終合格者数は増加している。

(3) 旧司法試験受験者数及び合格者数は、新司法試験の実施に伴い減少した。受験者数は、平成18年には4万3367人であったのが、平成22年には1万3223人となっている（最後の平成23年には6人となっている。）。

他方、新司法試験受験者数は、平成23年の8,765人を最大値に、その後やや減少する傾向が見え、平成26年には8,015人となった。合格者数は、おおむね2,000人程度の年が多いが、平成26年は1,810人であった。

司法試験における合格点は、実施年によって合格点が上下しているが、素点における満点との関係では、おおむね48.5%～53.7%である。また、実施年によって、司法試験の最高点、最低点及び平均点も上下している。

法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少している。法科大学院修了資格者の合格率は低下傾向にあり、法学既修者のみが受験した平成18年には合格率が48.25%だったものが、その後低下を続けた後、平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年にはまた下がり、合格率は21.19%となった。

(4) 新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）では、新司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。考試（二回試験）の不合格者は、新司法試験制度が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度に落ち着いている。

## 8 結語

本件調査において判明した結果は以上のとおりであり、これらのデータや分析を踏まえて、あるべき法曹人口について検討することとしたい。



# 法的措置



# 法的措置に関する検討事項(案)

## 公的支援見直し強化策

平成25年11月に制度を公表  
平成26年度～ 審査を開始  
平成27年度～ 補助金に反映

※平成27年度 最低額50%  
平成28年度 最低額 0%

## 客観的指標を活用

## 適格認定の厳格化

平成26年度中、関係省令を改正  
平成27年度中 各機関で評価基準を  
改正。各大学へ周知  
平成28年度～ 3巡目の評価実施

## 不適格の判定の場合

国による調査  
(連携法第5条第5項)  
(学校教育法第15条第4項)

## 法令違反の場合

## 法的措置

(学校教育法第15条第1項～第3項)

○ 下記の客観的指標を活用

- ・ 入学者選抜における競争倍率 (目安: 2倍未満)
- ・ 入学定員充足率 (目安: 50%未満)
- ・ 入学者数 (目安: 10名未満)
- ・ 司法試験合格率 (目安: 全国平均の半分未満)

- 以下の項目を重点的に評価し、適格・不適格を総合判定
  - ・ 「入学者の質の保証」
  - ・ 「入学定員の適正な管理」
  - ・ 「教育活動の実施状況及びその成果」

○ 設置基準等に照らし教育状況(認証評価で指摘された各項目)を調査

※ 法務大臣は、文部科学大臣に必要な措置を要求できる。(連携法第6条第3項)

## 【問題意識】

○ 学校教育法第15条

「文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に関し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。」

→ 厳格な認証評価で不適格の判定が出ても、その後の行政機関の手続に繋がらなければ実効性がないのではないか。

## 【検討事項】 → (別紙参照)

○ 客観的指標に課題があり不適格の判定が出た法科大学院について、現行の設置基準等の規定により法令違反となる場合があるのか。

○ 例えば、司法試験の合格状況など成果が上がらない法科大学院には、どの規定が適用されるか。

○ 直ちに是正を促しても改善が図られない場合、段階的に法的措置(学校教育法第15条)

- ※ 実際に法的措置を実施するかどうかの判断は、文科省の裁量事項。また、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(学校教育法第95条)。
- ※ 法務大臣は、文部科学大臣に必要な措置を要求できる。(連携法第6条第3項)

改善勧告

変更命令

組織廃止命令

# 法的措置の手続の流れ

認証評価（ピアレビュー）による不適格の判定  
（評価基準は設置基準に適合することとなっている。評価に関する細目省令第1条）

端緒となる客観的状況

想定される問題状況

違反が想定される設置基準等の条文例

文科省による教育状況の調査  
十 審議会等による専門的判断が必要か？

法令違反の場合

取り得る法的措置

○ 直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合、段階的に法的措置（学校教育法第一五一条）

※大学設置・学校法人審議会の諮問が必要。  
（学校教育法第95条）

（判断要素の例）  
・法令違反状態の程度、  
・夜間開講・地域の適正配置など  
政策的事情  
・改善の見通し  
・法曹養成全体との関係 など

改善勧告

変更命令

組織の廃止命令

司法試験の受験資格喪失

他の組織への組織転換等

法務大臣は必要な措置を要求できる。（連携法第六八条第三項）

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

※告示において、**非法学部、社会人出身者の割合を3割以上**となるよう努める旨規定。  
第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、**入学者の適性を適確かつ客観的に評価するもの**とする。

第十條 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、**在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するもの**とする。

第六條 専門職大学院は、**その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するもの**とする。

※告示において、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目の開設等について規定（授業を行う学生数）

第七條 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、**教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするもの**とする。

※告示において、同時に授業を行う学生数を少人数とすること、法律基本科目の授業科目については**50人を標準**とすることを規定。（授業の方法等）

第八條 専門職大学院においては、**その目的を達成し得る実証的・実証的でない教育を行うよう専攻分野に依り算出研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならぬ。**

第十條 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、**学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づいて適切に行うもの**とする。

第二十三條 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（教員組織）  
第四條 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、**教育上必要な教員を置くもの**とする。

※告示において、**必要最低数は12人**である旨規定。

第五條 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかにも該当し、かつ、**その担当する専門分野に關し高度の教育上の指導能力がある**と認められる専任教員を、**専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くもの**とする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、**一個の専攻に限らず、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）**がこれを兼ねることができる。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、**文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むもの**とする。 ※告示において「**おおむね2割**」と規定。



# 法的措置（設置基準等の在り方）の検討について（案）

## 1. これまでの議論を踏まえた問題点

認証評価の厳格化やそれを踏まえた学校教育法上の法的措置の実施については、司法試験合格率が低迷しているなど課題が深刻な法科大学院に対する体制や手続などが十分に整備されていないのではないかと。

また、このような法科大学院については、その教育内容や方法等に実質的な問題があると考えられるところ、現行の設置基準の規定で法令違反であると認めることは困難ではないかと。



## 2. 検討事項(案)

- 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、組織の見直しが一層促進されるよう、以下の事項を検討すべき。
- 司法試験の合格率が平均の半分未満等の場合が数年続く場合など一定の条件に該当する場合は、国が法令違反の有無も含め教育状況を把握するための体制・手続を整備することを検討すべき。
- 法科大学院の設置基準は、法曹養成の理念に適合するよう定められるものであること(※1)、設置後にも満たすべき最低限の教育研究水準(※2)であることを踏まえ、司法試験合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、見直しや解釈の明確化などを検討すべき。

※1 法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律 第2条, 第5条第1項

※2 専門職大学院設置基準第1条

# 組織見直しに関する今後の対応について（案）

## < 認証評価の厳格化関係 >

平成27年度中  
評価基準等の改正

平成28年度  
～平成32年度  
第3巡目の評価

適格認定を  
受けられなかった場合

## < 行政手続の整備関係 >

**【検討事項】** 平成27年度中

- 国が教育状況の報告又は資料の提出を求めるための体制・手続の整備
  - ・ 適格認定を受けている場合(※1)であっても、客観的指標に照らして水準が低い法科大学院(※2)は、対象とする。

※1 新たな評価基準に基づく認証評価を未だ受けていない場合や、適格認定を受けてもその後の状況変化があった場合 など

※2 例：司法試験合格率が平均の半分未満である など

法令違反を認めるときは、改善勧告、変更命令等の法的措置を行うことができる(学校教育法第15条)。

**【検討事項】** 平成28年度～平成30年度  
(運用状況の精査)

- 上記各手続の運用状況を検証し  
課題が深刻な状況について何ら改善がみられないにもかかわらず、現行の規定では法令違反を認めることができず、法的措置を講じることができない  
などの問題状況の有無を判断。

(制度の検討・実施)

- 上記精査の結果を踏まえ  
司法試験合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、見直しや解釈の明確化  
など必要な措置を講じる。

# 認証評価の見直し





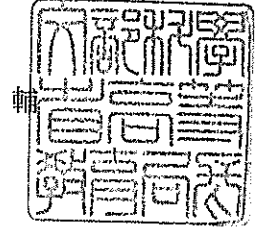
26文科高第1130号

平成27年3月31日

独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
財団法人日弁連法務研究財団理事長 殿  
財団法人大学基準協会会長

文部科学省高等教育局長

吉 田 大



学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な  
細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、別添1，別添2のとおり、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第16号）」が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

この改正は、法科大学院教育の質の向上のために、認証評価機関が客観的指標を適切に活用しつつ、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われるようにすることを主な目的とするものです。

認証評価機関におかれては、下記の留意事項を踏まえ、評価基準や解釈指針等の改正を行い、その運用に遺漏のないようお取り計らいください。

## 記

## 1 改正内容

## (1) 大学評価基準において定める評価事項関係（第4条第1項第1号）

- ① 入学者選抜に関する事項として、入学者の適性に加え、その能力の適確かつ客観的な評価について評価を実施することとしたこと。（第1号ロ）
- ② 収容定員に関することとして、在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に加え、入学定員の適切な設定について評価を実施することとしたこと。（第1号ニ）
- ③ 司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果につながる教育活動の実施状況について評価を実施することとしたこと。（第1号カ）

## (2) 認証評価機関は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平

成14年12月6日法律第139号)」第5条に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしたこと。(第4条第1項第3号)

- (3) 認証評価を行った後に、受審法科大学院の教育課程及び教員組織のみならず、教育活動の状況全般について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該法科大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した結果への当該事項の付記等に努めるよう認証評価機関に求めることとしたこと。(第4条第3項)

## 2 留意事項

- (1) 「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」については、客観的指標を対外的に明確にする形で取り入れ、重点的に評価すること。

- (2) (1)に掲げる事柄が客観的指標の水準を下回っている法科大学院については、教育の質と関連付けてその原因を精緻に評価するとともに、改善見込みについても具体的に分析・明示することなどを通じ、総合的に適格認定の判断を行うこと。

その際、客観的指標の水準を下回することは、それ自体、教員や教育課程など当該法科大学院の教育の質に関して何らかの深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものであることから、当該法科大学院の状況についての評価の結果、特段の考慮すべき事項が存在しないと認められる限りは、適格認定を与えるべきではないこと。なお、仮に、適格認定を与える場合には、その評価結果や理由等を社会に対して説明する責任をより強く求められるものであること。

- (3) 客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること。

① 入学者選抜における競争倍率(目安:2倍)

本指標が目安を下回っている場合には、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念される。そのため、適性試験や個別の入学者選抜を通じて入学者の質の確保がなされているかを重点的に確認する必要があること。なお、当該指標は教育の実施状況等、他の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。

② 入学定員充足率(目安:50%) / 入学者数(目安:10名)

本指標が目安を下回っている場合には、教育組織として規模が小さくなりすぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される。そのため、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案しつつも、定員に基づいた入学者数の適正な管理とともに、入学定員についても適切に設定されているかを重点的に確認する必要があること。

なお、当該指標は教育の実施状況等、他の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。

③ 司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分）

本指標が目安を下回っている場合には、教育の実施状況や教員の質の保証に課題があることが強く類推される。そのため、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案しつつも、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認する必要があること。なお、当該指標は入学者の質の確保や入学定員の適正な管理等の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。

- (4) 認証評価機関においては、適格認定を受けられなかった法科大学院について再度評価を行うための手続等を定め、当該法科大学院の求めに応じ、評価を行うよう努めること。
- (5) 必要に応じ評価結果への付記等に努めることとする、法科大学院を取り巻く教育活動の状況についての重要な変更としては、志願者の大幅な減少による入学定員充足率の変化等が想定されること。

本件担当：文部科学省高等教育局専門教育課  
専門職大学院室法科大学院係  
電話番号：03-5253-4111  
(内線：3318, 3310)





逆とし

2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

3 第三条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、第三条第二項の規定にかかわらず、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第一項第一号に掲げる事項について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

(新設)

ト 授業の方法に関すること。

チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。

リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。

ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができない単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。

ロ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。

ヲ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。

カ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。次号において「連携法」という。）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていふこと。

ト 授業の方法に関すること。

チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。

リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。

ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができない単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。

ロ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。

ヲ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。

カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

（新設）

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年三月十二日文科科学省令第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p> <p>イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。</p> <p>ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること。</p> <p>ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。</p> <p>ニ 入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。</p> <p>ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。</p> <p>ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。</p>	<p>（法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p> <p>イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。</p> <p>ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。</p> <p>ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。</p> <p>ニ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。</p> <p>ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。</p> <p>ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。</p>

三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

第四条に次の一項を加える。

3 第三条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、第三条第二項の規定にかかわらず、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第一項第一号に掲げる事項について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

#### 附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百条第三項の規定に基づき、学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号口中「及び適性」を「並びに適性及び能力」に改め、同号二中「在学する」を「入学定員の適切な設定及び在学する」に改め、同号カ中「進路」の下に「等の教育活動の成果」を、「含む。」

」の下に「及び当該成果に係る教育活動の実施状況」を加え、同項第二号中「平成十四年法律第三百三十九号」の下に「。次号において「連携法」という。」を加え、同項に次の一号を加える。

**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して  
必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案の概要**

## **1. 改正の趣旨**

平成26年10月9日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会における提言「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について」（以下単に「提言」と言う。）等を踏まえ、法科大学院における教育研究の質の確保や水準の向上に重要な役割を担う認証評価について、判定の厳格化や認証評価機関ごとのばらつきの是正等の改善のために、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令について所要の改正を行う。（施行期日：平成27年4月1日）

## **2. 改正の概要**

### **(1) 評価項目の見直し**

認証評価機関が作成する大学評価基準に盛り込むことが必要な評価項目を明確化するため、以下三つの事項を追加する。なお、それぞれの項目について活用することが望ましいと考えられる客観的な指標及びその活用方法については、施行通知に記載する。（施行通知の概要は別紙参照）【細目省令第4条第1項第1号の一部改正】

- ・ 入学者選抜に関することとして、入学者の適性及び能力の適確かつ客観的な評価について
- ・ 収容定員に関することとして、入学定員の適切な設定について
- ・ 司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果に係る教育活動の実施状況について

## (2) 不適合と評価された事項への対応の追加

法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとすること。【細目省令第4条第1項第3号を新設】

## (3) 評価後の状況変化への適切な対応の追加

法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、認証評価を行った後に受審法科大学院の教育活動の状況に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該法科大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとすること。【細目省令第4条第3項を新設】



学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して  
必要な細目を定める省令の一部改正に当たっての留意事項(案)

## 1 総論

- 今回の改正は、認証評価機関が客観的指標を適切に活用しつつ法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われることを目的とすること
- 認証評価機関においては、改正省令や本通知を踏まえ、評価基準や解釈指針等の改正などを遺漏なく行うよう留意すること

## 2 大学評価基準において定める評価事項関係

- 認証評価機関が法科大学院の認証評価を実施するに当たっては、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」に関する事項について重点的な評価を行うよう留意すること

## 3 客観的指標の活用方法関係

- 2に掲げる事項の評価を行う際には、客観的指標を対外的に明確にする形で取り入れるとともに、水準を下回っている理由を教育の質と関連付けて精緻に評価することや、教育の質の改善見込みについても具体的に分析・明示することなどを通じ、総合的に適格認定の判断を行うこと
- 客観的指標の水準を下回することは、それ自体、教員や教育課程など当該法科大学院の教育の質に関して何らかの深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものであることから、当該法科大学院の状況についての評価の結果、特段の考慮すべき事項が存在しないと認められる限りは、大学評価基準に照らして不適格の判定がなされるべきであること。なお、仮に、適格と判断する場合には、その評価結果や理由等を社会に対して説明する責任をより強く求められるものであること
- 客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること

### ➤ 入学者選抜における競争倍率（目安：2倍未満）

競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念されることから、適性試験や個別の入学者選抜を通じて入学者の質が確保できているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は教育の実施や教員の質の保証の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

➤ **入学定員充足率（目安：50%未満）／入学者数（目安：10名未満）**

教育組織として規模が小さくなりすぎている恐れがあり、入学定員の適正な管理への影響が懸念されることから、夜間開講や地域性といった個別の事情も勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育環境が確保される観点から、入学定員が適正に管理されているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は教育の実施や教員の質の保証の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

➤ **司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分未満）**

教育の実施や教員の質の保証に課題があると強く類推されることから、法学未修者教育の実施状況や夜間開講といった個別の事情及び司法試験の合格状況の改善状況なども勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は入学者の質の確保や入学定員の適正な管理の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

#### 4 その他

- 認証評価機関として、適格認定を受けられなかった法科大学院に対して追評価を実施するよう努めること
- 評価結果に付記することを要する法科大学院の教育状況の重要な変化としては、志願者の大幅な減少による入学定員充足率の変化等が想定されること

など

# 司法試験／予備試験



## 平成27年司法試験の出願状況について（速報値）

平成27年司法試験の出願状況は、下記のとおりです（平成27年1月23日現在）。

なお、最終的に受験予定者数が確定するのは、法科大学院における修了認定後となります。

## 記

1	出願者数等	9,073人	
	(1) 性別構成		
	男性	6,719人	(74.05%)
	女性	2,354人	(25.95%)
	(2) 受験資格		
	ア 法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者	8,612人	
	(ア) うち修了見込者	2,269人	
	(イ) うち修了者	6,343人	
	イ 司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者	306人	
	ウ 法科大学院課程修了見込者で、同課程修了の資格に基づいて受験するが、同課程を修了できなかったときは司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者	155人	
2	選択科目別		
	倒産法	1,726人	(19.02%)
	租税法	631人	(6.95%)
	経済法	1,000人	(11.02%)
	知的財産法	1,219人	(13.44%)
	労働法	2,638人	(29.08%)
	環境法	589人	(6.49%)
	国際関係法（公法系）	144人	(1.59%)
	国際関係法（私法系）	1,126人	(12.41%)
3	試験地別		
	札幌市	273人	(3.01%)
	仙台市	300人	(3.31%)
	東京都	5,073人	(55.91%)
	名古屋市	682人	(7.52%)
	大阪市	1,826人	(20.13%)
	広島市	379人	(4.18%)
	福岡市	540人	(5.95%)

（注）本資料は、受験願書に基づくものである。

## 平成27年司法試験予備試験の出願状況について（速報値）

平成27年司法試験予備試験の出願状況は、下記のとおりです（平成27年2月23日現在）。

なお、数値については、速報値であるため変動の可能性があります。

1 出願者数 12,543人（前年12,622人）

### 2 試験地別

札幌市又はその周辺	317人（2.53%）
仙台市	267人（2.13%）
東京都	8,002人（63.80%）
名古屋市	634人（5.05%）
大阪府又はその周辺	2,425人（19.33%）
広島市	283人（2.26%）
福岡市	615人（4.90%）

## 平成26年司法試験予備試験口述試験受験者に対するアンケート調査結果

法曹養成制度改革推進室

(アンケート配布数:390 回答数:140 (回答率約35.9%))

## 1 回答者の属性等

問1 年齢(平成26年12月末現在)						
回答数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
140	-	76 (54.3%)	27 (19.3%)	11 (7.9%)	11 (7.9%)	8 (5.7%)
392	-	219 (55.9%)	80 (20.4%)	29 (7.4%)	27 (6.9%)	20 (5.1%)
	45～49歳	50～54歳	55歳以上			
	3 (2.1%)	2 (1.4%)	2 (1.4%)			
	9 (2.3%)	4 (1.0%)	4 (1.0%)			

※ 問1～4につき、塗りつぶし部分は、口述試験受験予定者のそれぞれの集計値を参考に示すものである(法務省公表データ)。

なお、法務省公表データは、予備試験受験の出願時現在(年齢は平成26年12月末現在)のものであり、本アンケートの集計データは、回答時現在(年齢及び在籍学年は平成26年12月末現在)のものである。

問2 性別		
回答数	男性	女性
140	120 (85.7%)	20 (14.3%)
392	347 (88.5%)	45 (11.5%)

問3 職業						
回答数	大学生	法科大学院生	大学院生(法科大学院以外)	公務員	教職員	会社員
140	25 (17.9%)	79 (56.4%)	-	9 (6.4%)	-	7 (5.0%)
392	125 (31.9%)	177 (45.2%)	2 (0.5%)	18 (4.6%)	-	14 (3.6%)
	法律事務所事務員	塾講師	自営業	無職	その他	
	2 (1.4%)	-	2 (1.4%)	15 (10.7%)	1 (0.7%)	
	5 (1.3%)	-	5 (1.3%)	42 (10.7%)	4 (1.0%)	

(問4は次ページ)

問5 予備試験の受験回数				
回答数	1回	2回	3回	4回
140	31 (22.1%)	51 (36.4%)	33 (23.6%)	25 (17.9%)

問6 旧司法試験の受験の有無		
回答数	ある	ない
140	28 (20.0%)	112 (80.0%)

問4 最終学歴						
回答数	大学卒業	大学在学中	大学中退	法科大学院修了	法科大学院在学中	法科大学院中退
140	18 (12.9%)	25 (17.9%)	1 (0.7%)	15 (10.7%)	79 (56.4%)	1 (0.7%)
392	38 (9.7%)	125 (31.9%)	1 (0.3%)	38 (9.7%)	180 (45.9%)	4 (1.0%)
	法科大学院以外の 大学院修了	法科大学院以外の 大学院在学中	法科大学院以外の 大学院中退	短期大学卒業	短期大学在学中	短期大学中退
	1 (0.7%)	-	-	-	-	-
	5 (1.3%)	1 (0.2%)	-	-	-	-
	高校卒業	高校在学中	高校中退	その他		
	-	-	-	-		
	-	-	-	-		
	-	-	-	-		

問7まで回答後  
問8へ

問6まで回答後  
問11へ

問7まで回答後  
問10へ

これら3つの最終学歴以外は、問6まで回答後、問12へ

問7 在籍学年(大学生)(平成26年12月末現在)				
回答数	1年次	2年次	3年次	4年次
25	-	-	3 (12.0%)	22 (88.0%)

問8へ

問7 在籍学年(法科大学院生)(平成26年12月末現在)			
回答数	未修1年次	未修2年次	未修3年次
79	-	2 (2.5%)	13 (16.5%)
		既修2年次	既修3年次
		20 (25.3%)	44 (55.7%)

問10へ



## 2 大学在学中の受験者に対するアンケート結果

問8 在籍学部		
回答数	法学部	法学部以外
25	25 (100%)	-

問9(1) 大学在学中に予備試験を受験した理由(4つまで)						
回答数	経済的余裕がなく法科大学院に進学できない	経済的に法科大学院に進学可能であるが、経済的負担を少しでも軽減する	少しでも早く法曹資格を取得し、実務に就く	法曹としての能力を身につけるためには、必ずしも法科大学院で学ぶ必要はない	司法試験に合格するためには、法科大学院で学ぶよりも、予備試験対策を行う方が効率的	法科大学院で学んだとしても、司法試験に合格できるか不安
25	3 (12.0%)	17 (68.0%)	21 (84.0%)	7 (28.0%)	4 (16.0%)	2 (8.0%)
	法曹を目指したいが、自分に適性があるか見極める	自分の実力を試す	予備試験に合格しておいた方が就職等の面で有利	仮に合格できなくても、良い法科大学院に進学するための力を付けるのに役立つ	自分の周囲の受験仲間が予備試験を受験しているため	その他
	2 (8.0%)	11 (44.0%)	12 (48.0%)	11 (44.0%)	2 (8.0%)	1 (4.0%)

・早く自立した社会人になりたいと思うため。

問9(2) 大学在学中に予備試験に合格した場合の法科大学院への進学予定の有無			
回答数	進学するつもり	進学しないつもり	わからない
25	6 (24.0%)	13 (52.0%)	6 (24.0%)

問9(3) 大学在学中に予備試験に合格しなかった場合の法科大学院への進学予定の有無及び予備試験の受験予定の有無					
回答数	法科大学院に進学し、予備試験の受験も続けるつもり	法科大学院に進学し、予備試験の受験はしないつもり	法科大学院には進学せず、予備試験の受験は続けるつもり	法科大学院には進学せず、予備試験の受験もしないつもり	わからない
25	20 (80.0%)	-	1 (4.0%)	1 (4.0%)	3 (12.0%)

問9(4) 予備試験を受験するための勉強方法(いくつでも)					
回答数	大学の講義	予備校の講座	予備校の模擬試験	自学自習	その他
25	12 (48.0%)	18 (72.0%)	15 (60.0%)	18 (72.0%)	3 (12.0%)

・大学が実施する講座  
・大学のゼミ  
・自主ゼミ

問9(5) 予備試験を受験するための勉強にかかった総費用(予備校の受講料, 教材費等。複数回受験した場合はその総額。大学の授業料は除く。)							
回答数	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満	
25	7 (28.0%)	6 (24.0%)	12 (48.0%)	-	-	-	-
	500万円以上	わからない					
	-	-					

問9(6) 上記問9(5)の費用の工面方法(いくつでも)				
回答数	保護者・親族に出してもらった	自分で働いて稼いだ	借入れ(奨学金を含む。)	その他
25	21 (84.0%)	6 (24.0%)	5 (20.0%)	1 (4.0%)

・給付奨学金

設問終了  
問13(自由意見記載)

### 3 法科大学院在学中の受験者に対するアンケート結果

問4で「法科大学院在学中」と回答した人



問10(1) 法科大学院在学中に予備試験を受験した理由(4つまで)

回答数	経済的余裕がなく法科大学院に通い続けられない	経済的に法科大学院に通い続けることは可能であるが、経済的負担を少しでも軽減する	少しでも早く法曹資格を取得し、実務に就く	法曹としての能力を身につけるためには、必ずしも法科大学院を修了する必要はない	司法試験に合格するためには、法科大学院で学ぶよりも、予備試験対策を行う方が効率的	法科大学院で学んだとしても、司法試験に合格できるか不安
79	2 (2.5%)	15 (19.0%)	22 (27.8%)	12 (15.2%)	5 (6.3%)	15 (19.0%)
	自分の実力を試す	予備試験に合格しておいた方が就職等の面で有利	自分の周囲の受験仲間が予備試験を受験しているため	司法試験を受験する前に試験の雰囲気に慣れるため	その他	
	63 (79.7%)	62 (78.5%)	23 (29.1%)	43 (54.4%)	3 (3.8%)	

- ・法科大学院を休学していたので、卒業年度が遅くなると経済的に厳しかった。
- ・法科大学院制度を批判するならば、前提として予備試験に受かっておくべきと考えた。
- ・予備試験を受けないと劣るような周囲の風潮があつてやむなく。

問10(2) 法科大学院在学中に予備試験に合格した場合の法科大学院の中途退学又は休学予定の有無

回答数	予備試験合格段階で中途退学するつもり	予備試験合格段階で休学するつもり	予備試験合格段階で中途退学・休学するつもりはないが、その後司法試験合格段階で中途退学するつもり	予備試験合格段階で中途退学・休学するつもりはないが、その後司法試験合格段階で休学するつもり	予備試験に合格しても、その後の司法試験の合格にかかわらず修了するつもり	わからない
79	4 (5.1%)	4 (5.1%)	16 (20.3%)	1 (1.3%)	49 (62.0%)	5 (6.3%)

問10(3) 大学在学中の予備試験受験有無

回答数	ある	ない
79	38 (48.1%)	41 (51.9%)

問10(4)回答後問10(5)

問10(5)へ

問10(4) 法科大学院に進学した理由(3つまで)

回答数	法科大学院の教育を受けることが有益	予備試験に合格しなかった場合に、司法試験の受験資格を得る	学生の身分を得るため	法科大学院の施設(自習室、図書室等)を利用するため	その他
38	16 (42.1%)	32 (84.2%)	10 (26.3%)	11 (28.9%)	2 (5.3%)

- ・第2次試験を放棄したため。
- ・元々予備試験に合格する予定はなかった。

問10(5) 予備試験を受験するための勉強方法(いくつでも)

回答数	大学・法科大学院の講義	予備校の講座	予備校の模擬試験	自学自習	その他
79	67 (84.8%)	25 (31.6%)	27 (34.2%)	54 (68.4%)	4 (5.1%)

- ・法科大学院の講義やその予習復習は、あくまで修了のためにしているだけで、予備試験のためには特段準備していない。
- ・友人との自主ゼミ(勉強会) ・大学の法職講座

問10(6) 予備試験を受験するための勉強にかかった総費用(法科大学院の授業料, 予備校の受講料, 教材費等。複数回受験した場合はその総額。大学の授業料は除く。)

回答数	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満
79	19 (24.1%)	10 (12.7%)	14 (17.7%)	16 (20.3%)	12 (15.2%)	4 (5.1%)
	500万円以上	わからない				
	1 (1.3%)	3 (3.8%)				

問10(7) 上記問10(6)の費用の工面方法(いくつでも)

回答数	保護者・親族に出してもらった	自分で働いて稼いだ	借入れ(奨学金を含む。)	その他
79	67 (84.8%)	19 (24.1%)	25 (31.6%)	6 (7.6%)

・給付奨学金  
・成績優秀者として

問10(8) 予備試験の受験に, 法科大学院の教育が役に立ったか

回答数	役に立った	役に立たなかった	どちらともいえない
79	70 (88.6%)	6 (7.6%)	3 (3.8%)

設問終了

- ・法科大学院の授業のみで予備試験の対策になった。双方向講義は口述試験の役に立った。
- ・法律実務科目, 法曹倫理について, 法科大学院の授業で具体的なイメージがつかめた。
- ・基本7科目の授業も役に立ったが, 特に実務基礎科目の授業で教わった内容は, 予備試験の勉強に直結してとても役に立った。
- ・口述試験では, 実務系の授業や刑法の授業で扱った内容が出た。
- ・判例学習は, 科目にかかわらず有益だった。
- ・授業で指摘される問題意識を反映している出題があった。
- ・予備試験対策を特にしておらず, また未修者なので, 法科大学院入学後の1年半がなければ, 一般教養以外はとも合格点に届かなかった。自学自習だけなら少なくとも今年の時点で論文式試験は合格できなかった。知識は得られても文章にまとめられなかったと思う。
- ・形式的な理解ではなく実質的理解が身に付いたため, 未知の問題でも対応できるようになった。
- ・事例演習を通じて事例の解決方法を知ることができた。
- ・重要な条文については, 制定経緯も学ぶことにより, 条文の構造の理解が深まった。
- ・手続に関する事項等大学ではあまり扱われない分野が特に役立った。
- ・要件事実教育は予備校より優れていた。学者の視点での深い理解はためになった。
- ・要件実務等の実務科目については, 法科大学院でみっちりしごかれている。確かに法科大学院の授業は, 合格への最短距離ではないが, 法学としては, 質・周りのレベル・教員の熱意など, どの面をみても素晴らしい。

#### 4 法科大学院修了者の受験者に対するアンケート結果

問4で「法科大学院修了」と回答した人

問11(1) 法科大学院修了資格での司法試験受験経験等

回答数	受験経験なし	受験経験あり(既に資格を喪失した。)	受験経験あり(まだ受験資格を有している。)
15	1 (6.7%)	12 (80.0%)	2 (13.3%)

(その理由の自由記載)  
・司法試験法改正により、司法試験受験資格が復活した。

問11(2) 予備試験の受験に、法科大学院の教育が役に立ったか

回答数	役に立った	役に立たなかった	どちらともいえない
15	7 (46.7%)	3 (20.0%)	5 (33.3%)

引き続き問12へ

- ・実務家の先生方の問題解決の手法や、事実整理のコツが、複雑で未知の問題を解決することに役立った。
- ・法律実務基礎科目のみ役立った。
- ・論文式試験の民事実務や口述試験の要件事実論。法科大学院入学以前、独学では学習しなかった領域であった。
- ・刑事の判例検討。
- ・法科大学院では、法律を理解することを中心に学んだため(小手先の受験技術ではないということ)、社会人になってからは、短い勉強時間で予備試験に合格することができた。

#### 5 大学生・法科大学院生以外の受験者に対するアンケート結果

問3で「大学生」又は「法科大学院生」以外と回答した人

問12(1) 予備試験を受験した理由(4つまで)

回答数	経済的余裕がなく法科大学院に進学できない	経済的に法科大学院に進学可能であるが、経済的負担を少しでも軽減する	時間的余裕がなく法科大学院に進学できない	時間的に法科大学院に進学可能であるが、時間的負担を少しでも軽減する	自宅から通える法科大学院がない	左記以外の事情により法科大学院に通えない
36	15 (41.7%)	8 (22.2%)	16 (44.4%)	8 (22.2%)	1 (2.8%)	3 (8.3%)
	法曹としての能力を身につけるためには、必ずしも法科大学院で学ぶ必要はない	司法試験に合格するためには、法科大学院で学ぶよりも、予備試験対策を行う方が効率的	法科大学院で学んだとしても、司法試験に合格できるか不安	自分の周囲の受験仲間が予備試験を受験しているため	その他	
	14 (38.9%)	5 (13.9%)	5 (13.9%)	-	9 (25.0%)	

- ・妻子がおり世帯主であるため、働きながら法曹を目指すには予備試験しかない。
- ・法科大学院は現職を退職又は休職しなければ入学を許可してもらえないため。

- ・就職が決定しているため。
- ・超難関なので、社会的に高く評価されそうだし、就職にも有利そうだから。
- ・一度法科大学院に通っていたため、二度は不要と感じたため。
- ・司法試験は法科大学院名・教員とのコネで合否が決まると判明したため。
- ・法科大学院を留年し、卒業した。留年期間中の実力試し、来年に向けた場馴れのために受験。
- ・旧司法試験に落ちたのが悔しかったから。
- ・どうしても法曹になりたかったから。
- ・法科大学院に進学すると受験が2年も先になってしまうため(モチベーションの維持が難しいのではないかと考えた)。

問12(2) 予備試験を受験するための勉強方法(いくつでも)				
回答数	予備校の講座	予備校の模擬試験	自学自習	その他
36	18 (50.0%)	20 (55.6%)	23 (63.9%)	3 (8.3%)

・大学, 法科大学院の講義を聞いて。  
・友人で裁判官や弁護士をしている人に教わった。

問12(3) 予備試験を受験するための勉強にかかった総費用(法科大学院の授業料, 予備校の受講料, 教材費等。複数回受験した場合はその総額。大学の授業料は除く。)

回答数	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満
36	14 (38.9%)	8 (22.2%)	7 (19.4%)	2 (5.6%)	2 (5.6%)	-
	500万円以上	わからない				
	2 (5.6%)	1 (2.8%)				

問12(4) 上記問12(3)の費用の工面方法(いくつでも)				
回答数	保護者・親族に出してもらった	自分で働いて稼いだ	借入れ(奨学金を含む。)	その他
36	13 (36.1%)	28 (77.8%)	5 (13.9%)	-

問12(5)\_1 勤務先等での法律関係事務(契約書案, 裁判手続において提出する書面案の作成や, 法令の立案等)に従事した経験の有無

回答数	あり	なし
36	15 (41.7%)	21 (58.3%)

・法律案, 政令案, 省令案の立案, 法令に基づく許認可。  
・地方公務員 ・条例改正, 許認可。  
・法律事務所職員。 ・英文契約書翻訳その他補助業務。  
・企業の法務部員として, 契約書案のチェック, 作成や訴訟資料の作成等。  
・訴訟対応, 官庁出願, 総会事務, 社内法律相談, 契約書チェック, コンプライアンス等

問12(5)\_2へ

問12(5)_2 上記問12(5)_1の事務の従事年数						
回答数	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満
15	1 (6.7%)	5 (33.3%)	-	2 (13.3%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)
	15年以上 20年未満	20年以上				
	1 (6.7%)	2 (13.3%)				



設問終了  
問13(自由意見記載)

## 7 法曹養成制度の在り方についての自由意見

問13 予備試験制度を含む法曹養成制度の在り方についての自由意見	
回答数	
111	意見の要旨は別紙のとおり。

問13 予備試験制度を含む法曹養成制度の在り方についての御意見がございましたら、御自由に記入してください。

→ 問13に記載した回答者の総数は、111人であった。

意見の内容から、「1 予備試験に関する意見」、「2 法科大学院に関する意見」、「3 司法試験・司法修習に関する意見」に大別した。

以下に記載した意見例は、寄せられた意見のうち、その内容を踏まえ、適宜要約して取りまとめたものである。その際、表現が異なっても同趣旨であると判断されるものは、同一の意見として取りまとめたが、同一の意見でもその理由が異なるものについては、できるだけ多く取り上げることとした（末尾に回答者の属性を記載した。なお、回答者によっては、複数の分野について意見を述べているため、総回答数は、111を超えている。）。

## 1 予備試験に関する意見のまとめ

### 意見の概要

- ◎ 予備試験の受験資格制限に反対するものと賛成するものがあり、それぞれについて様々な意見があった。
- ◎ その他、試験科目などの制度面に関する意見や、運用面に関する意見があった。

（受験資格制限に反対の立場からの意見の例 32名）

- 法科大学院生の受験資格制限を求める方々がいるが、明らかに誤っている。友人には奨学金で借金をしつつ、法科大学院に通う者も少なくなく、そういった人が早い段階で予備試験に合格し、余計な費用がかからなければ、社会に出た際の借金額も減る。このような途を閉ざすことは、理念に反すると思う。（法科大学院生）（このほか同旨意見：大学生1名、法科大学院生1名）
- 収入や年齢で予備試験の受験資格を制限するという話が出ているが、どう考えても憲法22条1項に違反すると思う。何が何でも反対。（無職）
- 法科大学院が素晴らしい授業を提供していることは否定しないが、だからといって予備試験の受験資格を制限するなどの議論には反対。（法科大学院生）（このほか同旨意見：大学生2名、法科大学院生5名）
- 受験資格制限という話が出ているが、そのような制限をすることは避けて欲しい。経済的に困難な者の救済という目的であれば、むしろ法科大学院の奨学金の拡充を図っていただきたい。私大の授業料は高額であり入学に躊躇を感じる。（大学生）
- 予備試験に受験資格制限を設けることには全面的に反対。現状で法科大学院よりも予備試験の方が人気なのは単に予備試験の方が法科大学院よりも魅力的だからであり、予備試験自体の問題ではない。法科大学院をより魅力的にすることを目指すべき。（大学生）（このほか同旨意見：大学生1名）

- 公平な受験機会を保障するため、年齢制限、回数制限のない試験制度のままであるべきと考える。(大学生)(このほか同旨意見：法科大学院生2名、公務員1名、法律事務所事務員1名、無職2名)。
- 法科大学院へ進学するイコール経済的に余裕がある、ゆえに法科大学院ルートを選択したとして予備試験を受験できなくするといった単純思考は危険である。奨学金を借りながら、ほぼ確実に司法試験が受けられる法科大学院にやむなく進学した者も大勢いる。合格率の低い予備試験に受験者が集まるのは、経済的負担が少なく、かつ法科大学院の授業に魅力がないからである。したがって、予備試験がメインルートとなっているのが現状であり、法科大学院のほうに問題があると言わざるを得ない。法科大学院の入学者を増やしたいなら、適性試験のような意味のない試験をなくしたり、学費を安くしたり、授業を改善したりすべきである。(法科大学院生)
- 予備試験は、平等にチャンスが与えられているので、とても良い試験となっていると思う。  
制度が色々と変わっていくのは、仕方のないことだと思うが、あまり頻繁に変わると少し混乱してしまうので、安定的になることを望む。(大学生)(このほか同旨意見：法科大学院生1名)
- 友人の中にはやはり経済的事情で法科大学院進学を断念する人も多く、自分よりはるかに優秀な彼らの選択に複雑な思いを抱いた。彼らは大学卒業後は即就職に進まざるを得ず、法曹の夢のためには大学在学中に予備試験合格を目指すしかない立場だった。このような立場にある人がいることも考えると、予備試験受験の年齢制限は設けて欲しくないと思う。(法科大学院生)(このほか同旨意見：大学生1名)
- 予備試験の受験資格に年齢制限を加える動きがあるが、間違っていると思う。  
大学在学中に予備試験を受験する人は、ほとんどの場合法科大学院を併行して受験している。別に法科大学院の教育が駄目だからという理由で予備試験を受験しているわけではなく、いずれ受験するであろう司法試験を見すえて実力を試すという意味で受験されている人が多いと思う。つまり法科大学院受験者の減少と予備試験の存在との間にはあまり相関関係はないのではないか。単に法曹を志す人が減っているだけだ。予備試験の受験資格に年齢制限をかければ、更に法曹志望者が減ると思う。(大学生)
- 法科大学院存続を重視するあまりに、予備試験の受験資格に制限をかけるのは反対である。司法試験は、弱者を守る正義の味方を目指す者たちに、広く門戸が開かれている制度であってほしい。(法科大学院生)(このほか同旨意見：会社員1名、無職1名)
- 多くの法科大学院は、仕事を退職・休職しなければ入学を許可してくれない。このような運用は、現職がある人や家庭を持っている人に対し、法科大学院への入学を事実上断念させるを得なくさせるものであると思う。奨学金という名の借金をして家族の生活費に充てながら2年又は3年過ごすことは、リスクが高すぎるため、選択するには相当程度の勇気と自信が要求されると思う。上記のような人は、予備試験を選択せざるを得ないのではないか。(公務員)

(受験資格制限に賛成の立場からの意見の例 19名)

- 上位といわれるロースクールに在学しており、ロースクール以外では一切法律の勉強をしていない。結果として、予備試験に合格するに十分な学力をつけることが出来ている。少なくとも上位ロースクールにおいては、法律の基本的な考え方、実務での運用、発展的、先進的な問題への取組全ての面で充実した教育が行われていると思う。授業に対して意欲的な学生と、知識、知恵に長けた教授陣との刺激的な交流の場として、ロースクールがより機能するような制度設計が望ましいと思う。そのためには、今よりロースクールの数を厳選した上で、予備試験の受験資格については一定の資力要件を設けるべきだと思う。(法科大学院生)(このほか同旨意見：法科大学院生2名)
- 予備試験は経済的その他の理由で法科大学院へ行けない者を対象とした試験であるのが本来の趣旨と考えるので、少なくとも法科大学院に在籍中の者に受験資格を認めるべきではないと思う。(無職)(このほか同旨意見：無職1名、会社員1名、自営業2名)
- 法科大学院生だけでなく、大学生の受験も制限すべき。(無職)
- 論文式試験の合格者の中に法科大学院3年生が多く存在する現状には疑問。問題なく法科大学院を修了して司法試験を受験できる法科大学院3年生に予備試験を模試感覚で受験させることは、予備試験の本来の目的を失っているのではないかと思う。(法科大学院生)(このほか同旨意見：法科大学院生1名)
- 現在の法科大学院制度の運用に問題があると指摘されている点についてはよく耳にする。しかし、従来の暗記に走りがち司法試験中心の法曹養成システムでは法学の面白さや未知の問題に対処する思考方法は身に付かないように思う。やはり法科大学院制度は法学をより深く学ぶために非常に有益な制度であると感じる。この制度をより良く運用するためには、法科大学院が単なる受験予備校として機能するのではなく、司法試験基本科目以外の法分野や基礎法学を取り扱う科目にも重点を置き、学生個々が教員の適切な誘導の下、主体的に学び、考えることができる環境を作ることが必要であると考えます。

このような観点からみた場合、現在の予備試験は真剣に法学を学ぶ意欲のない学生のための法科大学院の抜け穴となっているように思われる。このまま予備試験の合格者を増加させれば、法曹養成制度は再び受験勉強としての性格の強い無機質なものとなるおそれがある。予備試験は受験資格に収入要件を設けたり、合格者を減らすなどして、非常に限定的に運用すべき。(法科大学院生)(このほか同旨意見：法科大学院生1名、公務員1名)
- 法科大学院在学中に予備試験に合格したにもかかわらず、法科大学院修了資格で司法試験を受験しているのをみると、制度が歪んだ形で利用されているように思われる。例えていうと、大検に現役高校生が参入してしまうような現象が起こっていると思う。本当に経済的、時間的余裕がなく、法科大学院に通えない人達にとって、予備試験を受験するだけでも大変なのに、二重に資格を取得しておきながら、予備試験合格による司法試験受験資格が事実上捨てられているのを見ると、怒りがこみ上げてくる。多様な人材を集めるという司法制度改革の趣旨はすばらしいが、少なくとも予備試験制度はその趣旨を実現できていない面があるのではないか。(会社員)



- 私は社会人を経験している。法科大学院に進んだとはいえ、正直なところ、3年も大学院に通い、その後、司法試験、修習と実質5年近くを要するのは大きな負担である。予備試験はあくまで経済的に余裕のない人などへの例外措置である、と位置付けるのなら、受験資格の制限は必要だと思う。ただ、法科大学院生は受験不可、などとするのではなく、24歳以上や25歳以上という年齢制限をすべきであると考えている。あるいは、社会人経験3年以上、などでも良いかもしれない。法科大学院在学中は受験不可とすると、予備試験を受け続けるという博打を打つか、法科大学院という時間的・経済的負担を負うか、という二者択一を強いられることになる。これでは、法曹を目指す上での負担が大きいと思う。(公務員)(このほか同旨意見：法科大学院生1名)
- 法科大学院3年である自分が言うのもおかしいと思うが、現在の予備試験は法科大学院生が受験しすぎであると思う。経済的理由で法科大学院に通えない方々に法曹への道を開くという予備試験制度の趣旨からすれば、法科大学院生、とりわけ学費を全て納付した3年生が予備試験を受験するのはおかしい話である。結局、現在では予備試験制度は弁護士過剰の中で有利に就職するためのアピールの道具になっているにすぎないと考えている。したがって、予備試験の制度趣旨は正当だ考えるので、これを実現するためには法科大学院生の受験資格を制限するとか、予備試験の順位を完全に非公表にして少しでも就職に用いにくい形で運用するなどの方法により制度趣旨にそぐわない形での利用を防ぐことが必要であると考えている。または、より根源的には、奨学金制の充実等により、「経済的事情により法科大学院に進学できない者」の出現を断ち、予備試験も廃止することが考えられる。(法科大学院生)(このほか同旨意見：法科大学院生1名)。

(予備試験の制度面に関するその他の意見の例 16名)

- 口述試験に落ちても次年度にもう一度口述試験から受けることが出来るシステムを作るべきだと思う。(大学生)(このほか同旨意見：法科大学院生2名、法律事務所事務員1名、公務員1名、無職2名)。
- 予備試験の口述試験は、会場が1か所しかないこと、受験生を会場で長期間待機させること、内容が論文式試験とほぼ重複していること、不合格者が5%程度しかないこと、法科大学院卒業者が司法試験を受験する場合は口述形式の試験がないことなど、その合理性・必要性に疑問がある。廃止も含めて十分な検討をお願いしたい。(法科大学院生)(このほか同旨意見：大学生1名、法科大学院生2名)
- 予備試験の択一、論文試験で教養という試験科目を廃止にしたほうがよいと思う(法曹としての能力を測るのに、あまり関係ないと思うので)。(法律事務所事務員)(このほか同旨意見：法科大学院生1名、自営業1名)
- 大学卒業生につき一般教養科目を免除すべき。(無職)
- 教養は不要という声も巷間にあるようだが、多様な人材確保のためには、法学以外の知識が「ゲタ」になる仕組みはあってよいと思う。ただ現状は幅広い教養を尋ねているにすぎず、国立大出身者や塾講師などが得をするだけではないかという感じがし、内容は改善の余地ありと思う。(法科大学院生)

(予備試験の運用面に関する意見の例 12名)

- 口述試験は、できれば東京以外でも開催してほしい。制度趣旨の1つとして、経済的余裕のない人も司法試験を受けられるようにというのがあるが、遠方から東京に向くのに交通費や宿泊費がかかりすぎる。(法科大学院生3名)
- 口述試験は待ち時間が長すぎる。(法科大学院生2名)
- 予備試験の合格率を引き上げれば、法科大学院において司法試験の受験科目以外の教育が盛んになるのではないかと思う。(法科大学院生)
- 予備試験の合格率を上げてほしい(大学生1名, 会社員1名, 無職1名。)
- 論文試験の合否通知の発送につき、可能ならばもう少し早くしていただきたい。(法科大学院生)。
- 今回予備試験を受験してみて、予備試験合格者のレベル≒司法試験合格者であり、予備試験合格者のレベル≠法科大学院卒業程度だと思う。そのため、予備試験の趣旨とズレが生じていると思われる(ただし、司法試験合格者のレベルの高低・是非は置いておく)。(法科大学院生)
- 予備試験については、社会人への配慮がもう少しあっても良いかと思う。例えば、地方の社会人は、仕事の関係から、初日(口述)だけでも午後が選べるとかの配慮はあってもよいと思う。(法科大学院生)

## 2 法科大学院に関する意見のまとめ

### 意見の概要

- ◎ 予備試験制度の在り方に関する意見の中で、法科大学院制度について賛成・反対双方の立場から言及するものがあつたが（「1 予備試験に関する意見のまとめ」参照）、その他にも、法科大学院の経済的・時間的負担に関する意見や、法科大学院教育や適性試験の在り方に関する意見があつた。

（法科大学院の経済的・時間的負担に関する意見の例 11名）

- 予備試験に法科大学院生が多数合格しているのは、法科大学院の教育が身になっているとポジティブにとらえるべきだろう。むしろ、法科大学院で予備試験に準じるような早期修了の制度があればと思うこともある。（法科大学院生）
- ロースクールには満足しているが、社会人出身者は少なく、富裕層が多いというのが率直な感想。ロースクールの3年間学費を払い、司法修習が貸与制の現行制度ではそうなるのが当然だと思う。（法科大学院生）
- 大学院の授業料が高すぎる。医学部や薬学部のごとく大学受験の時点で入学者を（院浪するよりも、大学の方が一般的で精神的にも耐えやすいことであるし）絞った方がいいと思う。（法科大学院生）（このほか同旨意見：大学生1名、法科大学院生1名）
- 大学卒業後2年間という期間は、少し冗長すぎる気がする。勉強の内容としては魅力的だが、この期間を考慮して予備試験を選択した。  
大学卒業後ではなく、大学の期間内で、かかる勉強に触れるような制度設計を期待したい。（大学生）（このほか同旨意見：法科大学院生1名）
- 法科大学院自体は、問題点はあるつつも、意義のある制度・機会であると思う。しかしながら、個人の人生設計、選択に大きな拘束力を及ぼしてしまうという状況はなるべく少ない方が良く思う。「自分が選択したのだから」という言葉で済ませられる程、2～3年間+修習1.5（空白期間含め）年間という人生の拘束、及びそれにかかる〇〇〇百万円という費用上の負担の強制を合理化できる制度にはなっていないのではないか。（法科大学院生）
- 1点コメントしておきたいと思うことは、法曹志望者の人数を確保することと、多様な法曹を生み出そうとする法科大学院の理念は、なかなか整合しがたいだろうということだ。というのも、制度を作る方の議論を見る限り、現在の大学生の資力や経済力を少々甘く見すぎている気がする。今時の大学生のうち、特に地方出身者は、大学に通うにもすでに数百万円の借金（貸与型奨学金）をしている。その上、法科大学院へ行くために数百万円の借金（奨学金を含む。一部には免除のある大学院があることは承知しているが、枠が狭すぎ、あるいは成績等のハードルがあり、通常考慮に値しないだろう。）を負い、司法修習期間中に貸与型給与という借金を負うことを選んでまで、法曹を志望する学生がどれほどいるだろうか。勿論、中には素晴らしい理念を持ち、人のために法曹を志望する学生もいるだろうし、私もそちら側の人間ではありたいと思っている。

ただ、周囲の学生が、新卒枠で大手企業や官庁に採用され、22、3歳からばりば

り稼いでいるのを横目に、20代後半まで仕事に就けないことを甘受しなければならないのが法曹という職業だから、それに加え、経済的負担を負うとなれば、学生の合理的判断は、法曹という道を選ばないことになるだろう。法科大学院離れの傾向は、ここに原因があるような気がする。(大学生)(このほか同旨意見：大学生1名)

- 法科大学院への進学は、お金がかかると言われているが、現在では学費を全額免除する法科大学院も多く存在しているので、お金がかかるから法科大学院制度をやめるという意見は不当だと思う。(大学生)

(法科大学院教育に関する意見の例 12名)

- 法科大学院は未修コースに限り、未修者への教育を手厚くすべき。もしくは、未修3年、既修1年で良い。(無職)
- 法科大学院の必要履修単位数、必修科目の単位数が多すぎる。本来、学生は自学自習が期待されているのに、予習及び課題に追われるばかりで、理念倒れになっている。また、選択科目の履修の組み合わせが少ないこと、必修科目が多すぎることから、興味関心のある先端科目を自由に履修することができないという問題もある。渉外事務所就職するためには、法科大学院修了者は高いGPAを取得していなければならないため、法科大学院では、発言点の奪い合い、先輩のレポートの入手など、「GPAを取るため」だけの、不毛な勉強が行われており、精神的に極めて苦しい。学生は、授業で発言点を稼ぐことを「発言点乞食」と呼び、冷やかな目を向けつつも、就職のためには発言をたくさんしなければならない、という状況にある。合格率の高い、いわゆる上位の法科大学院に特有の問題かもしれませんが、このように、教員が想定している以上の(不毛な)負担を学生が強いられている、という現状をご理解いただきたい。こうした不毛な競争は、必修科目において顕著であるため、前述の通り、カリキュラムの柔軟化を望む。予備試験コースで司法試験を受験する場合、このような精神的負担を回避できるということも、予備試験の魅力になっているように思う。(法科大学院生)
- ロースクールを本当の軸にして法曹養成をしていくのか、あるいは旧司法試験のように広く受験者を募って厳しい競争を課すのか、どちらかに統一すべきと思う。ローを軸とするのであればロー入学段階でもっと厳しい審査を課すべきだと思うし、内心ではローを全国の10校ぐらいに絞るのもいいと思っている。(法科大学院生4名)
- ロースクールの必要性は全く感じていない。授業の予習は無駄に大変であり、勉強時間を確保しづらい。ローの授業自体も、予備試験や司法試験にはほとんど役に立たなかった。実務にもおよそ役に立つとは思えない。(法科大学院生3名、公務員1名)
- 法科大学院で隣接科目や先端・展開科目の履習を義務づけているが、こうした科目は、弁護士会の研修などで学修すれば十分だと思う。(会社員)
- 私はロースクールの存在にはとても大きな意義があると思っている。司法試験に合格することだけが勉強ではなく、むしろ司法試験などは、1800人もの多くの人数が受かってしまうような、単なる通過点にすぎない試験だと考えており、「その通過点までに、いかに単に点数を取れるだけではなく、法律家としての素養を身に付けるか。」という点に関しては、ロースクールでの教育は本当に素晴らしいと、この半年

の授業を受けて思った。

それは、将来法曹として働くビジョンを描かせること、実務への架け橋となっていること、そして、緻密な論理を組み立てる力を育成すること、どの点についても言えることである。とは言え、私のようなロースクール生にとっても、予備試験ルートでの早抜きの道が1年早まること及び、就職活動を考えると、ひとつの大きな魅力であることも間違いない。このような両者の良いところを組み合わせた法曹養成制度がないものだろうか。(法科大学院生)

(適性試験に関する意見の例 1名)

- 法科大学院制度の方も適性試験という本来司法試験と関連性なさそうな試験を高額な費用を支払って限られた場所で受験させられ、その成績次第で上位の法科大学院への合格が左右されることは問題と考える。加えて適性試験の実施時期が、通常は法科大学院を受験する年の5～6月頃となっているところ、これでは適性試験の成績が悪かった場合に就職に切り替えるのも困難であり、その試験対策も含め受験生に過度な負担をかけるだけの制度になっていると思われる。何らかの改善がなされることを望む。(法科大学院生)

### 3 司法試験・司法修習に関する意見のまとめ

#### 意見の概要

- ◎ 司法試験については、試験科目、受験資格、実施方法に関する意見があった。
- ◎ 司法修習については、修習内容や経済的支援に関する意見があった。

(司法試験に関する意見の例 16名)

- 司法試験短答式試験の科目数を削減したことにより、受験生の負担は減るが、下四科目の勉強をしっかりとしない人が増えそう。(法科大学院生)
- 受験回数制限は職業選択の自由の侵害だと思う。(無職)
- 本試験の受験回数・期間の制限を無くして欲しい。制限を設けるのであれば、科目合格制にするなど、年に一度の試験のみで全てを失わないような制度にしてほしい。受験資格を喪失した者に対する社会的な受け皿がない状態で、法曹への道を閉ざされる制度では、不安しかない。(無職)
- 法科大学院卒業によって司法試験合格と同等の資格を付与する制度にすれば、法科大学院に価値を見出す人が増えるのではないか。(大学生)
- 法科大学院の修了を司法試験の受験資格とする制度を廃止してほしい。法科大学院が魅力的であるなら、廃止後も法科大学院に人は集まるはず。地方の法科大学院が撤退する中、いつまでも現行制度を維持すれば地方から人材が集まらず地方と大都市の間の格差が更に広がる。(大学生)(このほか同旨意見：大学生1名、法科大学院生2名、公務員1名、無職1名)
- 択一は憲・民・刑・商・民訴・刑訴、論文は憲・民・商・刑、とするのがいいと思う。行政法は不要であり、手続法は択一の勉強をした方が知識として定着する一方、論文で聞く必要はないと思われる。(法科大学院生)
- 短答式試験科目は従前のままで良かった。(法科大学院生)
- 実務でよく使われると思われる民事執行法や民事保全法でなく、実務ではあまり使われないと聞く行政法が論文式の試験科目となっていることを疑問に思う。(法科大学院生)
- 予備試験口述試験のプレッシャーは大きかったが、これを経験したことで自分自身が大きくなれたと思う。  
人数の問題でかなり困難であるとは思いますが、司法試験においても口述試験を導入すべきと思う。(法科大学院生)
- 司法試験の日程を短縮する、又は試験日を休日のみにするなど、社会人でも司法試験を受けやすいようにしてもらえればと思う。現行のままでは、平日に2日連続で仕事を休まなければならない。(公務員)
- 私は予備校を利用して予備試験に合格することができたが、その一方で法科大学院において高度な教育を受けているはずの学生が多く不合格となっている。このような状況では法科大学院を設置した意義が失われかねないので、予備試験及び司法試験の試験内容を、法科大学院生が有利になるよう変えていくべきだと思う。(大学生)

(司法修習に関する意見の例 11名)

- 予備試験ルート of 司法試験合格者については、修習の内容を変えるなどの工夫が必要。予備試験合格者のみの研修があると良い。(無職)
- 司法修習を受ける場合、勤務先(民間)をやめるか、無給休職しなければならないと聞いた。勤務先から給料をもらうことを認めてほしい。でないと、家族を養うのが難しくなる(会社員)。
- お金がとにかくかかるので、なんとかしてほしい。特に修習が貸与制になると破産寸前になってしまう(大学生)(このほか同旨意見：法科大学院生5名)。
- 法科大学院は学費が高すぎるため、国がより多くの補助金を出すべきだと思う。また、司法修習時の貸与金についても、一部又は全部を給付制にすべきだと思う。ここまで費用がかかってしまうのでは、法曹志望者の数が減っていくのも止むを得ない。(法科大学院生)
- 修習生の貸与制は、特に問題だと思う。司法試験を受験する上である程度の金銭的な負担が存在するのはやむを得ないとしても、せめて司法試験合格後の生活が保障されていないと、今後司法試験を受験を検討した時に、大きなマイナスポイントになると思う。(法科大学院生)
- 法科大学院への補助費を減らした分、司法修習生への給費制度復活を切に願っている。(法科大学院生)





## 予備試験に関するアンケートへの御協力をお願い

平成26年10月26日

予備試験口述試験受験者の皆様

内閣官房法曹養成制度改革推進室

2日間にわたる口述試験、お疲れ様でした。

当推進室では、現在、法曹養成制度全般の改革を推進するための各施策を検討中ですが、その一環として、予備試験受験者の実情を把握すべく、皆様に対するアンケート調査を実施することとなりました。

つきましては、同封のアンケート用紙に記載されている各質問に対する御回答を頂きたく、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

このアンケートは無記名式であり、回答する個人を特定することを目的とするものではありませんし、口述試験の合格発表後に、返信用封筒にアンケート用紙を同封していただき、投函してくだされば結構です。返信用封筒に、あなたの住所、氏名などの個人情報に記載する必要はございません。返送期限は、11月21日（金）（消印有効）とさせていただきます。回答は任意ですが、積極的に御協力いただけると大変助かります。

アンケートの集計結果は、法曹養成制度改革顧問会議のホームページ（[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso\\_kaikaku/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/)）に掲載するとともに、今後の議論に役立たせていただく予定です。公表の際に、回答者が特定されることはございません。

御不明な点がございましたら、下記の連絡先に御連絡ください。

### 【連絡先】

内閣官房法曹養成制度改革推進室

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL. 03-3580-3403（直通）



## 司法試験予備試験口述試験受験者の皆様に対するアンケート

- \* 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）口述試験を受験したあなたのことについてお聞きします。それぞれの問いに当てはまるものを選んでください。
- \* 本アンケートの複写，転用は御遠慮していただくようお願い申し上げます。

問1 年齢（平成26年12月末現在）について，以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 19歳以下
- 2 20～24歳
- 3 25～29歳
- 4 30～34歳
- 5 35～39歳
- 6 40～44歳
- 7 45～49歳
- 8 50～54歳
- 9 55歳以上

問2 性別について，以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 男性
- 2 女性

問3 職業について，以下から最も当てはまるものの数字を1つだけ○で囲んでください。11（その他）を選んだ方は，職業を具体的に記入してください（以下同じ。）。

- 1 大学生
- 2 法科大学院生
- 3 大学院生（法科大学院以外）
- 4 公務員
- 5 教職員
- 6 会社員
- 7 法律事務所事務員
- 8 塾教師
- 9 自営業
- 10 無職
- 11 その他（具体的に \_\_\_\_\_）

問4 最終学歴について、以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 大学卒業
- 2 大学在学中
- 3 大学中退
- 4 法科大学院修了
- 5 法科大学院在学中
- 6 法科大学院中退
- 7 法科大学院以外の大学院修了
- 8 法科大学院以外の大学院在学中
- 9 法科大学院以外の大学院中退
- 10 短期大学卒業
- 11 短期大学在学中
- 12 短期大学中退
- 13 高校卒業
- 14 高校在学中
- 15 高校中退
- 16 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

問5 予備試験の受験回数（今回の受験を含む。）について、以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 1回
- 2 2回
- 3 3回
- 4 4回

問6 旧司法試験の受験の有無について、以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 旧司法試験を受験したことがある
- 2 旧司法試験を受験したことがない

問7 問4（最終学歴）で2（大学在学中）、5（法科大学院在学中）と回答された方は、在籍学年（平成26年12月末現在）を教えてください。

大学	_____	年次在籍	
法科大学院	未修 _____	年次在籍	既修者は、1年目を2年次、 2年目を3年次とします。
	既修 _____	年次在籍	

問8 問4（最終学歴）で2（大学在学中）と回答された方は、学部（平成26年12月末現在）について、以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。2を選んだ方は、学部名を記入してください。

- 1 法学部（法学系学部を含む）
- 2 法学部以外（具体的に \_\_\_\_\_ 学部）

問9 問4（最終学歴）で2（大学在学中）と回答された方にお聞きします。以下の(1)から(6)の問いにお答えください。

(1) 大学在学中に予備試験を受験した理由について、以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（4つまで複数回答可）。

- 1 経済的余裕がなく法科大学院に進学できないため
- 2 経済的に法科大学院に進学することは可能であるが、経済的負担を少しでも軽減するため
- 3 少しでも早く法曹資格を取得し、実務に就くため
- 4 法曹としての能力を身につけるためには、必ずしも法科大学院で学ぶ必要はないと考えているため
- 5 司法試験に合格するためには、法科大学院で多くの科目を学ぶよりも、予備試験対策を行う方が効率的であると考えているため
- 6 法科大学院で学んだとしても、司法試験に合格できるか不安であると考えているため
- 7 法曹を目指したいが、自分に適性があるか見極めるため
- 8 自分の実力を試すため
- 9 予備試験に合格しておいた方が就職等の面で有利だと考えているため
- 10 仮に合格できなくても、良い法科大学院に進学するための力を付けるのに役立つと考えているため
- 11 自分の周囲の受験仲間が予備試験を受験しているため
- 12 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

(2) 大学在学中に予備試験に合格した場合、法科大学院に進学する予定がありますか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 進学するつもりである
- 2 進学しないつもりである
- 3 わからない

- (3) 仮に、大学在学中に予備試験に合格しなかった場合、法科大学院に進学する予定がありますか。また、予備試験の受験を続ける予定がありますか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 法科大学院に進学し、予備試験の受験も続けるつもりである
- 2 法科大学院に進学し、予備試験の受験はしないつもりである
- 3 法科大学院には進学せず、予備試験の受験は続けるつもりである
- 4 法科大学院には進学せず、予備試験の受験もしないつもりである
- 5 わからない

- (4) 予備試験を受験するために、どのような方法で勉強しましたか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（複数回答可）。

- 1 大学の講義を聞いて勉強した
- 2 予備校の講座を利用した
- 3 予備校の模擬試験を利用した
- 4 自学自習
- 5 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

- (5) 予備試験を受験するための勉強にかかった総費用（予備校の受講料、教材費等。予備試験を複数回受験された場合は、その総額。ただし、大学の授業料を除く。）について、以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 50万円未満
- 2 50万円以上100万円未満
- 3 100万円以上200万円未満
- 4 200万円以上300万円未満
- 5 300万円以上400万円未満
- 6 400万円以上500万円未満
- 7 500万円以上
- 8 わからない

- (6) (5)で回答された費用を支払うための金銭は、どのようにして工面したのですか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（複数回答可）。

- 1 保護者・親族に出してもらった
- 2 自分で働いて稼いだ
- 3 借入れ（奨学金を含む。）
- 4 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

問10 問4（最終学歴）で5（法科大学院在学中）と回答された方にお聞きします。  
以下の(1)から(8)の問いにお答えください。

(1) 法科大学院在学中に予備試験を受験した理由について、以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（4つまで複数回答可）。

- 1 経済的余裕がなく法科大学院に通い続けられないため
- 2 経済的に法科大学院に通い続けることは可能であるが、少しでも経済的負担を軽減するため
- 3 少しでも早く法曹資格を取得し、実務に就くため
- 4 法曹としての能力を身につけるためには、必ずしも法科大学院を修了する必要はないと考えているため
- 5 司法試験に合格するためには、法科大学院で多くの科目を学ぶよりも、予備試験対策を行う方が効率的であると考えているため
- 6 法科大学院で学んだとしても、司法試験に合格できるか不安であると考えているため
- 7 自分の実力を試すため
- 8 予備試験に合格しておいた方が就職等の面で有利だと考えているため
- 9 自分の周囲の受験仲間が予備試験を受験しているため
- 10 司法試験を受験する前に試験の雰囲気等に慣れるため
- 11 その他（具体的に )

(2) 法科大学院在学中に予備試験に合格した場合、法科大学院を中途退学又は休学することを考えていますか。以下から最も当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 予備試験に合格した段階で中途退学するつもりである
- 2 予備試験に合格した段階で休学するつもりである
- 3 予備試験に合格した段階で中途退学も休学もするつもりはないが、その後司法試験に合格したら中途退学するつもりである
- 4 予備試験に合格した段階で中途退学も休学もするつもりはないが、その後司法試験に合格したら休学するつもりである
- 5 予備試験に合格したとしても、その後の司法試験の合否にかかわらず、中途退学も休学もせずに修了するつもりである
- 6 わからない

(3) 大学在学中に予備試験を受験した経験はありますか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 ある
- 2 ない

(4) (3)で1（ある）と回答された方にお聞きします。法科大学院に進学した理由は何ですか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（3つまで複数回答可）。

- 1 法科大学院の教育を受けることが有益と考えたため
- 2 予備試験に合格しなかった場合に、司法試験の受験資格を得るため
- 3 学生の身分を得るため
- 4 法科大学院の施設（自習室、図書室等）を利用するため
- 5 その他（具体的に )

(5) 予備試験を受験するために、どのような方法で勉強しましたか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（複数回答可）。

- 1 大学・法科大学院の講義を聞いて勉強した
- 2 予備校の講座を利用した
- 3 予備校の模擬試験を利用した
- 4 自学自習
- 5 その他（具体的に )

(6) 予備試験を受験するための勉強にかかった総費用（法科大学院の授業料，予備校の受講料，教材費等。予備試験を複数回受験された場合は，その総額。ただし，大学の授業料を除く。）について，以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 50万円未満
- 2 50万円以上100万円未満
- 3 100万円以上200万円未満
- 4 200万円以上300万円未満
- 5 300万円以上400万円未満
- 6 400万円以上500万円未満
- 7 500万円以上
- 8 わからない



(7) (6)で回答された費用を支払うための金銭は、どのようにして工面したもので  
か。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（複数回答可）。

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 保護者・親族に出してもらった |   |
| 2 自分で働いて稼いだ      |   |
| 3 借入れ（奨学金を含む。）   |   |
| 4 その他（具体的に       | ） |

(8) 予備試験の受験に、法科大学院で受けている教育が役立ちましたか。以下から  
当てはまるものの数字を○で囲んでください。1を選んだ方は、どの点が役に立  
ったのか、具体的に記入してください。

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 役に立った     | ） |
| （具体的に       |   |
| 2 役に立たなかった  |   |
| 3 どちらともいえない |   |

問11 問4（最終学歴）で4（法科大学院修了）と回答された方にお聞きします。以  
下の(1)から(2)の問いにお答えください。

(1) 法科大学院修了資格での司法試験受験経験について、以下から当てはまるもの  
の数字を○で囲んでください。3を選んだ方は、司法試験受験資格を有している  
のにもかかわらず今回の予備試験を受験した理由を具体的に記入してください。

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 受験経験なし               |   |
| 2 受験経験があり、既に受験資格を喪失した  |   |
| 3 受験経験があり、まだ受験資格を有している |   |
| （理由                    | ） |

(2) 予備試験の受験に、法科大学院で受けた教育が役立ちましたか。以下から当  
てはまるものの数字を○で囲んでください。1を選んだ方は、どの点が役に立  
ったのか、具体的に記入してください。

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 役に立った     | ） |
| （具体的に       |   |
| 2 役に立たなかった  |   |
| 3 どちらともいえない |   |

問12 問3（職業）で1（大学生）、2（法科大学院生）以外を選択された方にお聞きします。以下の(1)から(5)の問いにお答えください。

(1) 予備試験を受験した理由について、以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（4つまで複数回答可）。6を選んだ方は、法科大学院に通うことができない具体的な事情を記入してください。

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 経済的余裕がなく法科大学院に進学できないため                                    |
| 2  | 経済的に法科大学院に進学することは可能であるが、少しでも経済的負担を軽減するため                  |
| 3  | 時間的余裕がなく法科大学院に進学できないため                                    |
| 4  | 時間的に法科大学院に進学することは可能であるが、少しでも時間的負担を軽減するため                  |
| 5  | 自宅から通える範囲に法科大学院がないため                                      |
| 6  | 1～5以外の事情により法科大学院に通うことができないため<br>〔具体的な事情〕                  |
| 7  | 法曹としての能力を身につけるためには、必ずしも法科大学院で学ぶ必要はないと考えているため              |
| 8  | 司法試験に合格するためには、法科大学院で多くの科目を学ぶよりも、予備試験対策を行う方が効率的であると考えているため |
| 9  | 法科大学院で学んだとしても、司法試験に合格できるか不安であると考えているため                    |
| 10 | 自分の周囲の受験仲間が予備試験を受験しているため                                  |
| 11 | その他（具体的に )  |

(2) 予備試験を受験するために、どのような方法で勉強しましたか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（複数回答可）。

- |   |               |
|---|---------------|
| 1 | 予備校の講座を利用した   |
| 2 | 予備校の模擬試験を利用した |
| 3 | 自学自習          |
| 4 | その他（具体的に )    |

- (3) 予備試験を受験するための勉強にかかった総費用（法科大学院の授業料，予備校の受講料，教材費等。予備試験を複数回受験された場合は，その総額。ただし，大学の授業料を除く。）は，概ねいくらくらいですか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。

- 1 50万円未満
- 2 50万円以上100万円未満
- 3 100万円以上200万円未満
- 4 200万円以上300万円未満
- 5 300万円以上400万円未満
- 6 400万円以上500万円未満
- 7 500万円以上
- 8 わからない

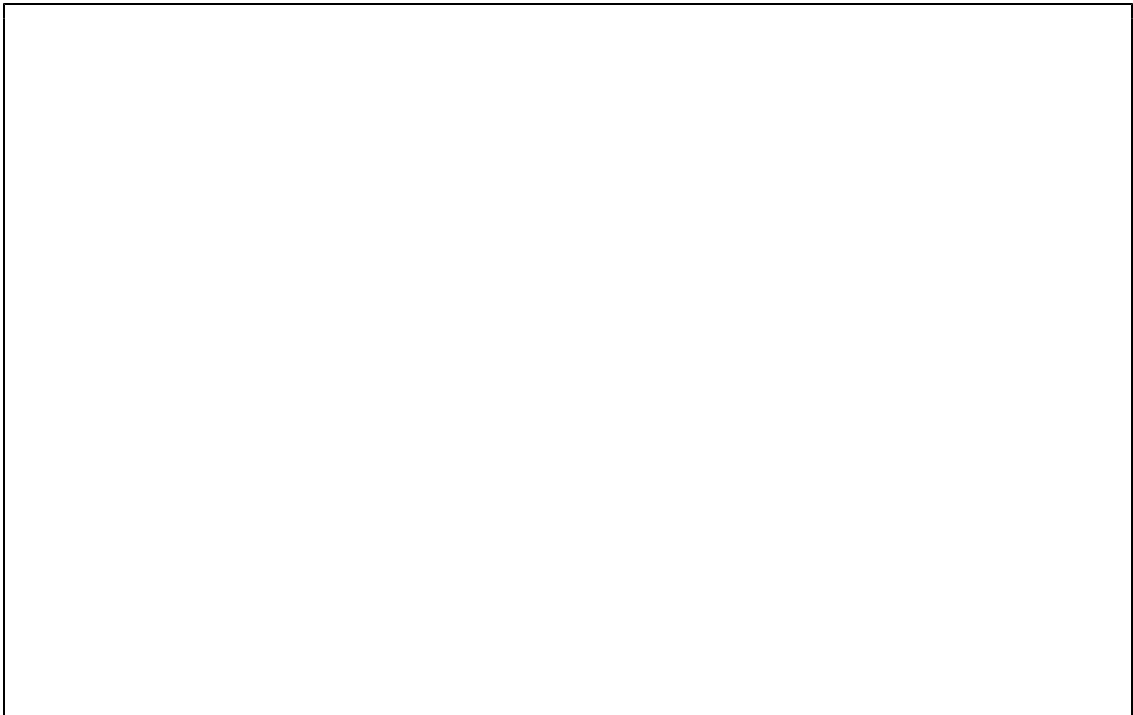
- (4) (3)で回答された費用を支払うための金銭は，どのようにして工面したのですか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください（複数回答可）。

- 1 保護者・親族に出してもらった
- 2 自分で働いて稼いだ
- 3 借入れ（奨学金を含む。）
- 4 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

- (5) 勤務先等において，契約書案の作成，裁判手続において提出する書面案の作成や法令の立案等の法律関係事務に従事した経験がありますか。以下から当てはまるものの数字を○で囲んでください。1を選んだ方は，職務内容・従事年数（合計）を教えてください。

- 1 法律関係事務に従事した経験がある  
職務内容 \_\_\_\_\_  
従事年数（合計 \_\_\_\_\_ 年）
- 2 法律関係事務に従事した経験がない

問13 予備試験制度を含む法曹養成制度の在り方についての御意見がございましたら、御自由に記入してください。



アンケートは以上です。お疲れのところ、御協力ありがとうございました。